
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年7月16日（火曜日）

日 時 令和6年7月16日（火）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	淵 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、おはようございます。

これから第10回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

日程につきましては、本日1日限りとすることに決定いたしました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託につきまして審査を行ってまいります。

前回、28号の付託につきまして意見交換の後、討論、評議になっております。引き続き、評議を継続したいと思います。という状況であったか御記憶、大丈夫ですかね。一通り御意見を言っていたかしまして、今回ちょっと議事録が間に合っていないので、見返すこと難しいかと思ひます

けれども、加藤委員が発言された故意の問題につきまして横尾委員から質疑が入って、最終的にはその部分は加藤委員は撤回するというお話がされましたが、その後名誉毀損といっても刑法だけでなく民事上の話もありますよというようなところまで来てたかと思います。思い出していただきましたでしょうか。

その続きでも結構ですし、それ以外の部分でも結構です。御意見がありましたらお願いしていきたいと思います。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） この政治倫理違反ありなしの判断、これ確認、皆さんの中でしたと思うんですけれども、やはり加藤委員、刑法の話もされましたけれども、やはり議員の発言、情報発信というのは明白な事実に基づいて行わなければならない。虚偽の事実をあたかも真実のごとく、適示することは許されない。これが倫理に違反しますよ、違反するんじゃないですかというようなところで僕は審査に入っていると思ってます。そうしたところで 28、29、30 号、それぞれ皆さん表明されましたけれども、これがどうだったのか。再度、きちっと僕は整理していく必要があるなって、何かこう話をしてても表明はされたんですけれども、名誉毀損罪という刑法の話になったりとかというふうになるんですけれども、そもそも我々が審査している倫理違反の基準、条例にありますよね。その解釈というのが何かちょっと違った方向にいつてないかというふうに私は思ってます、これまで明白な事実なのか虚偽なのか、それに対して相手方が侮辱とした発言として取られているのか、名誉を毀損されたというふうな発言で取られてるのかというところをずっと議論してきたわけなんですけれども、先日 28 号についても加藤委員は名誉毀損されているというふうに思いますといったところはきちっと説明もされてますし、それに対する発言がじゃどうだったのかという、そもそもその名誉を毀損されるような発言をしたこと自体もうあかんやろというふうに僕は思うんですけれども、そうしたところの一度整理をしていただいて、まとめなりに入ったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思ってます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。毎回この総論部分に当たる点というのは言及、機会を捉えて言及させていただいてまして、刑法の名誉毀損罪を論じているわけではありませんよということは、一度今までさらった、一応おさらいはしてると思うんですけれども、今日はたまたまこれから報告書の起案に入っていく前提で、その総論部分を組み立てる骨組みを皆さんに了解を得ておく必要があると思いましたので、再度復習していただくといえますか、確認を得る準備は一応して私はここに来ておりますので、議論の途中ですけれども、もしよろしかったらそれをさせていただいてもよろしいでしょうか。よろしいでしょうかね。

〔「はい、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、ちょっとスライドを 1 つ、1 枚だけお話まとめやすいようにちょっと用意してきました。改めて総論ということでお話しさせてもらう意味でちょっと作りました。

今回の審査請求に係ります事由の該当条項は、何度も申し上げますとおり、朝来市議会議員倫理条例の第3条1項1号でございます。それでそこには市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わないことと、こういうふうに書かれております。この規定が議員が遵守すべき政治倫理基準の基本原則として本市だけでなく多くの議会の倫理基準に採用されているわけです。

ただし、もう十分御理解されていると思いますとおり、包括的な内容の規定になっております。ですから、これを解釈して個別化する試みというものをしなければいけません。それが全国の議会でもなされています。

例えば、栗東市の市議会議員政治倫理条例の逐条解説には、この本市と同じ条文がありまして、その解説として、「遵守すべき政治倫理基準の基本原則であり、包括的な内容の規定となっております。他の項目に該当しないものは、全てこの基準に該当します。例えばモラルを問われる行為、規律を乱す行為、虚偽発言、名誉毀損となる行為などがあります。」と書いてありまして、同様の逐条解説を置いているところもたくさんありますし、また、いろいろとそれぞれの市によっていろんな試みをして、具体的な内容を明らかにしていこうという努力をしています。

ですから、この審査請求に係る事由が本市のこの議員倫理条例に抵触するかどうかを判断するためには、この品位と名誉を損なう行為の意味を明らかにしておかないといけないということになるわけでございます。

この包括的な記述から個別化を行って、具体的事例における客観的基準を見いだしておく、そうする必要があります。これまで議論してきております。皆さんからたくさんの基準になる発言をいただいております。前回までも少し紹介させていただきましたので、それを今日はちょっとまとめました。

まず一般論なんですけれども、左側の一般論です。法文の文言を理解するということは、当然ながらこの一般論から入るということは当然のことでありまして、法文を理解する上で基本的な意味を一般論は提供してくれます。その一般論に従いますと、一般に品位とは、気高さや上品さ（礼儀や節度）と、これを身につけているといいますか、それに富んでいるさまであるというふうに辞書なんかでは書いてあります。大概似たような表現で書いてありまして、大概この気高さとか上品さとかというような言葉で説明をされてます。

それを、この議員の地位に照らして具体化してみたのが、その下側のところでございます。品位と名誉ということが書かれておりますが、品位の主要な要素は何かというのを、先ほどの一般論から議員の地位に照らして考えてみますと、1つは公平、公正、誠実に職務に当たることであるということかと思います。

それから、もう一つは他の議員や市民に対して敬意を持って、礼儀正しい態度で接すること、議論や意見の違いがある場合でも、冷静で建設的な対話を心がけること、そして3つ目として自分の発言や行動に責任を持つと、こんなようなことになるかと思うんですけれども、この辺りいかがですか。御納得いただけますでしょうかね。

名誉、もう一つの名誉というのは、これは前回の議論の中でも出てきました。この品位と名誉を損なうといった場合の名誉とは誰の名誉かという話が前回も出ましたが、これはここで書いておきますとおり、上で言いましたその品位を保った行動を取り、説明責任を果たしていくことで得られる市民の信頼ですね、それと尊敬。結局、議会の名誉だということになろうかと思います。

一般的にその品位と名誉という言葉から議員の地位として導き出される態度としては、こんな形になろうかと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですかね。また、何か御意見あったら言ってくださいね。

そうすると、そういう前提の下、まだまだ一般論ですね。そういう前提の下で、今回のような具体的な事例に適用できる基準というのを見いだしていかなきゃいけないということでありまして、これが第2回までやりましたところと少し違ってくるようになります。

前回までは具体的な構成要件が書いてありましたので、当てはめていけばよかったわけです。多少の法解釈はあるんですけども、当てはめていけばよかったと。今回は冒頭に申しましたとおり、包括的な規定ですから、そこから適用できる規範をまず定立しないといけないという作業があります。その規範定立の作業をこれまでずっとやってきていただいたわけなんです。皆さんからいろいろ意見を出していただいて。その出された意見を今言いましたこの品位と名誉の一般的な解釈に当てはめて考えてみますと、1つは1番目の発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言（虚偽発言または誤解を招くような発言）、これは議員の公平、公正、誠実に職務を執行するという要請から導き出される1つの基準ではないでしょうか。

このことは嵯峨山委員が先ほども言われましたとおり、第2回の会議で議員の発言、情報発信は明白な事実に基づいて行わなければならない、虚偽の事実をあたかも真実のごとく適示することは許されない。今も言われましたけれども、こういう基準の御提案がございました。それはまさにここに、この公平、公正、誠実に職務を遂行するという要請から導き出されるんじゃないでしょうかと思います。

それから、2番目に2、3、4と3つあるんですけども、これはこの一般論におきます2番のところ、この態度から大体全部出てきとんのかなと思いますけれども、これは第3回で横尾委員のほうから人を誹謗中傷したり根拠のない名誉毀損的発言は許されませんと、こういう提示がございました。誹謗中傷などの名誉を毀損する発言は、この品位の2番目の要素に照らして許されないということになろうかと思います。

それから、3番目に社会一般にハラスメントとされる行為、これも委員の質もどうかという言葉の議論の中で嵯峨山委員のほうから人格否定でハラスメントに当たるというハラスメントという評価基準が1つ出てきましたし、加藤委員のほうからもハラスメントについては通常の言い方の範囲を超えた場合に認められるべきであるというようなことで、1つハラスメントは基準になるというお考えも示されております。これもまた、ハラスメントですので他の議員や市民に対する敬意、礼儀というところから導き出される規範かなということになります。

そして4番目が、意見や批判の発表に必要な限度を超えて必要以上に不快感を与える発言、判例

で無礼の言葉ないしは実定法で無礼の言葉というふうにされております部分かと思います。判例では自己の意見や批判の発表には必要な程度の言葉がある。その程度を超えて、ほかの議員や関係者の正常な感情を害する言葉は使うべきではない。これが判例の基準になっております。

また、渕本委員のほうからも看過できないほどの過激な言葉を使用したかどうか1つポイントになりますというような御提案も出てきております。これもこの基準を示されたものということになろうかと思います。

また、加藤委員のほうからも常識的に認められる範囲の批判は倫理基準に違反しませんというような御発言もいただいております。ということで、この4つ目の基準が導き出されるかなというふうに思います。

今までこの委員会の審査における協議の、皆さんの協議の中で、規範定立の成果として言えるのは、こういうことかなというふうに思います。つまり、この4つが今回の審査における議員の行動規範であり、これに違反した場合が倫理基準違反という判断ができるということになろうかと思います。

これが今回、これまで9回にわたって皆さんに行っていただいた規範定立の作業の一応まとめというふうに私は理解しておりますが、御意見ございましたらいただきたいと思います。

今ちょっと冒頭、しっかりとその方向性をもう一回見直せということでしたので、改めて総論ということで、どうでしょうかね。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほど委員長述べられました栗東市条例を紹介していただきましたが、もう一回そこそこ取り上げていただけませんか。どういう項目が入っているのか確認させてください。

○委員長（藤原 正伸君） 栗東市の条例そのものですか。資料はちょっとお待ちくださいね。

○委員（横尾 正信君） その分だけいい。先ほど読み上げたところだけ。

○委員長（藤原 正伸君） それじゃ先ほど読み上げた、ちょっともう抜粋してきております。栗東市の栗東市議会議員政治倫理条例の逐条解説に、この本市と同一条文の逐条解説です。

この条文は、「遵守すべき政治倫理基準の基本原則であり、包括的な内容の規定となっています。他の項目に該当しないものは、全てこの基準に該当します。例えば、モラルを問われる行為、規律を乱す行為、虚偽発言、名誉毀損となる行為などがあります。」というふうに紹介されております。

○委員（横尾 正信君） はい、ありがとうございます。

○委員長（藤原 正伸君） この規範と書いてる部分ですね。今回その判断をするのに必要な行為規範としては、この1、2、3、4、これがこれまでの皆さんの協議を踏まえるならば、これが規範になるだろうということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 表の右側のほうの規範の②のところで、誹謗中傷などの名誉を毀損する行為が入ってるんですけど、ちょっと私それについて、もう少し説明が必要なのかなというふうに思

ってます。というのも他人に名誉を毀損する発言であれば何でもかんでも駄目なのかというと、そんなことはないと思うんです。明らかに不正をした方に対してそれを適示して指摘するということについては、相手の名誉を毀損する行為となりますが、議会の中で認められる発言と思いますので、何ですかね、その正当な範囲を超えて名誉を毀損する発言が駄目なのか、その誹謗中傷を含んで名誉を毀損する発言が駄目なのか、その辺がもう少し書く必要あるのかなと思いますが、いかがですか。

○委員長（藤原 正伸君） 誹謗中傷という言葉自体が既に根拠のない悪口、おいて相手を傷つけることだと一般的に辞書にはそう書いてあります。根拠のない発言であると。いうことなんで誹謗中傷は今おっしゃったように何でもかんでももう既にその根拠ある発言というのは、一定排除されている概念でございます。ですので、この誹謗中傷など名誉を毀損する発言に該当するかどうかの今度の当てはめですね。当てはめを行うときの1つの基準としては今言いましたように、根拠を伴ってれば除外する余地がありますよということは既にここ、これはあるものだというふうに私は考えております。

それをどういう基準で排除していくのかというところは、また別な議論になるかと思いますが、その別な議論というのは、要はこれより下位の議論でありまして、そこで決着がついたからといってこの規範、定立された規範の該当性が全てそれで決着されるものではないというこの思考は大事なかなというふうに思っています。

当然これまで多くのボリュームを占めてきたその名誉毀損罪における違法性阻却事由というお話が結構たくさん出ておりまして、人の名誉を毀損するような行動をした場合でも、一定の場合にはその違法性が阻却されますというのが刑法の理論ですけれども、刑法は刑法として刑罰に関する話でございまして、倫理条例はその刑法で論じる話ではございません。ですから参考にするのは大いに結構でございますけれども、倫理条例で禁止されている議会の品位を損なう行為という意味合いでのこの名誉を毀損する発言かどうかというのは、この議員倫理の視点で当然判断していかないといけないということは重要な点じゃないかなと思います。

ですから、刑法における名誉毀損罪に該当しないから倫理条例にイコールしないという判断もできないでしょうし、前回名誉毀損については刑法だけでなく民事上の名誉毀損だってありますよと。そこでは構成要件も違ってますよという御発言もありました。当然その違法性阻却、民事上の場合、責任かな。いずれにしても責任が問われない事由の範囲も違いますよね、刑法と民事、民法ではね。ですから、そういう意味では、概念的には当然、刑法、それから民法で恐らく議員倫理、皆さん常に言われてますよね。常に高い倫理感を持てという話がこの審査会でもずっとありました。だから議員倫理というのは、刑法よりもなお民法よりもなお広い、そういう射程があるのかなと。

ですから、常に高い倫理基準が求められるというのであれば、なおさら倫理感、議員の倫理の視点で物事は論じないといけないかなということは思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今、委員長がおっしゃられたことでいいだろうと思います。ただ1点、加藤委員のおっしゃったことについてお聞きしますが、私もこの点は加藤委員の考えに賛同いたします。相違点がございます。議員がやはり公益性とか公共性とかに基づいて、やっぱり発言、真実・事実に基づいて告発とか、そういうことの場合、やはりそういう場合に名誉を毀損することがあっても、しかしそれは議員の使命感によってそういうことが行われる、発言をされるということはやはり今までもあったでしょうし、今からもあるでしょうし、それはその議員が、議員に許されている特権といったらおかしいですけども、やはりそういう面はあるのではないか。ただし、やはりそういう限りは、かなりの信憑性に基づいた発言であることが当然問われるということを前提にしてそういうこともあると思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。前回、加藤委員の表現で、その議員の発言の自由が萎縮するようなことがあってはならないと。はい、たしかおっしゃってました。その点はもうそのとおりだろうというふうに思います。ですから、そのせめぎ合いといいますか、利益衡量がこの2番目の規範に該当するか否かの判断では必要になってくるということだろうと思います。

そうですね。ただ、まあいいか。ということでよろしいですかね。私、この流れで取りあえずは報告書を書き始めたいと思ってるんですけども、この構成でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいでしょうかね。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 何度か言わせていただきましたとおり、とにかく刑法論じてるんじゃないということを御了解いただいた上でお考えをいただきたいというところがございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そういうことを前提にして、ちょっと意見を申し上げたいんですが、前回28号案件等についてのそれぞれの意見要望がございました。それをめぐってさらに意見交換を進めるべきだろうと思うんですけども、一定非常に重要なことがございましたので、私としては補足意見、この間もう意見は基本的には申し上げました。その上での補足意見ということなんですけども、それを申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） はい。意見はどんどん言っていただきたいと思います。

○委員（横尾 正信君） それでは、文章で用意してございます。28号松井案件 補足意見の②として。

○委員長（藤原 正伸君） お待ちください。今送っていただきました。

○委員（横尾 正信君） まとめてございますのでね。

○委員長（藤原 正伸君） これ前回と同じように発言を補足するメモということですね。

○委員（横尾 正信君） はい。ちょっと長いんですけど申し訳ないんですけども、時間お取りしますが、事務局、これ早口で結構ですから読み上げていただけないか。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと待ってください。よろしいですか。

事務局、お願いします。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） では、この「28 号松井案件 補足意見②」と書かれているものを読み上げさせていただいてよろしいですね。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 中身は基本的には前回パブコメ発言をめぐるいろんな意見ございました。その中で、加藤委員のパブコメをめぐる発言が非常に偏りがあるんじゃないかということで、この点については議論を深めるべきだと判断しましたので、この意見を書いてございます。

以上です。はい、お願いします。

○委員長（藤原 正伸君） では事務局長、お願いします。

○議会事務局長（宮元 広司君） では、読み上げさせていただきます。

28 号松井案件 補足意見②。

吉田議員のパブコメ発言の誤りについての意見。

（一）12 月 25 日議会の議事録から主な発言をまとめてみます。

発言①。

（1）パブコメ後に変更されたものについて、パブコメで公表されているのか、もしくは変更された内容について再度パブコメを実施されているのか伺う。

（2）それはパブコメとしては公表されてるんですか。変更したということ。していないですね。

（3）パブコメをこう変えましたというようにしないといけない、そういう手続を経ていない、経ずに委員会が勝手に変えたということですか。

（4）変更した内容について、公表もせずに勝手に委員会が変えるという、そんなパブコメ手続というのは、私は過去見たことがない。そういうことを勝手に委員会でやられた。

（以上 4 ページ）

発言②。

（1）私は手続論の話をしている。

（2）パブコメかけた内容が間違っていたということになると、委員会の不適切、もしくは勉強不足。

（3）パブコメの手続上、こういうことが認められるとどうか。議会は手続を遵守する義務がある。

（以上 5 ページ）

発言③。

（1）皆さんパブコメ実施規程を見てください。これを見れば一目瞭然。

（2）第 7 条 2 項。「・・・実施機関は・・・当該意見により政策等の案を修正したときは当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない。」とこのように書いてある。

(3) したがって、修正を行ったときには公表する義務が、理由と内容について説明する義務が発生しております。ここを問うているわけです。

(以上 6 ページ)

それから、大きい 2 番ですけれども、加藤議員の評価に偏り。

加藤議員のこの一連のパブコメ発言に対する評価は以下である。

(1) 吉田議員の「パブコメ後の委員会独自の修正」に関する発言。

①吉田議員は「委員会や議会が間違っている」と発言。

②吉田議員は「パブコメ後の独自の修正は認められない」と主張した。

③日下委員長はパブコメ手続上問題はないと回答したが。

④この点について当局に質問した。その回答は「パブコメ後の政策案の修正を拒むものではないが、通常そのようなことがないように周到に準備すべき」というもの。

⑤つまりこれについても真実でも虚偽でもない。したがって「虚偽であるとは認められない」ので条例違反ではない。

(三) まるででたらめな加藤議員の評価。

上記の加藤議員の意見はまるででたらめな意見であると評価せざるを得ない。事実の認識も、論理の展開もずさんであり、委員会の審査には耐えられない。再考を求めたい。

(1) 吉田議員のパブコメに関する主張は以下の 2 点である。

①パブコメ後の意見に基づかない修正、変更は認められない。

②パブコメ後の修正はその理由等を含めて公表しなければならない。

①の「パブコメ後の修正、変更は認められない」とはっきり明言している箇所はないが発言②を推測してそう読める。「議会は手続を遵守する義務がある」という意味の中に「パブコメ後の変更は手続として駄目」「パブコメ後の変更は公表の手続が必要」という 2 種類の「手続違反」があると言っているのだらうと好意的に解釈する。

②吉田議員がパブコメに対する発言で、その大半を占め、最も強く、かつ何回も繰り返して主張しているのは②の「パブコメ後の修正、変更は 7 条 2 項の規程に基づいて公表する義務がある」ということである。

発言①、②、③を予断なく見ればそれは一目瞭然であろう。

(2) 加藤議員は最も重要な「規程による公表の義務」の主張について無視。

①しかし加藤議員は、吉田議員のパブコメに関する発言のうち、その大半を占める「パブコメ後の変更は公表義務がある」という主張には全く触れていない。ただ「パブコメ後の変更は認められない」という主張だけに触れて、当局が「変更しないほうがいいが変更を拒むものではない」という回答をしたことをもって吉田発言は「真実だとも虚偽だとも言えない」。よって「虚偽」とは言えないので「条例違反ではない」と結論づけたのである。こんなでたらめな結論はない。

これが「公平、公正、中立」を旨とする審査委員の審査意見であるか。

②吉田議員がパブコメに関して発言している大半は②の「パブコメ後の変更は公表する義務があ

る」という主張である。これは上記に示した発言録で一目瞭然である。しかし吉田議員のこの発言は明白な誤りであり、パブコメ規程の曲解、理解の誤りに基づくものである。加藤議員はこの主張の検証も評価もせず、パブコメ発言の審査ができるのか。

「したがいましてパブコメ後に修正したときには公表する義務が発生しております。ここを問うているわけです。」（吉田議員）

パブコメ規程によれば「パブコメ意見に基づく修正」でなければ、公表する義務はない。吉田議員の解釈は誤りなのである。

吉田議員はこの「公表」という言葉を実に6回も使用している。それらは全て誤りなのである。その主張は全てうそなのである。吉田議員の発言①、②、（3）の大半は「公表の義務」を主張した意見である。つまり発言の大半はパブコメ規程の誤った理解に基づく「虚偽の主張」である。

注・・・当局の回答は以下この点について明瞭に述べている。

「7条2項には「当該意見により政策等の案を修正したときは」と規定しており、この規定からは、提出された意見に基づかない修正には公表の義務は生じません。」

今回の修正部分は「パブコメ意見に基づく修正ではない」ので公表の義務はないというのが正解なのである。この点は既に以前の委員会で全会一致で認めたということである。私が念のために当局に解釈を確認してもいいが、というところには及ばないということになったと記憶している。つまり、加藤議員も確認済みの事実である。

（3）加藤議員の審査態度は「公平」でも「中立」でもない。

加藤議員はこの最も重要な点を完全に意識的に欠落させて「審査意見」を述べたと言える。この態度は審査員として「公平」であり「中立」な態度と言えるのか。

あまりにも被審査議員に過度に付度した審査態度と批判されても仕方がないのではないのか。なぜ吉田議員の最も力点を置いた主張でありかつ明らかに誤った主張を取り上げないのか。再考を求めたい。

（4）「パブコメ後の変更は駄目」について。

念のために「パブコメ後の変更は駄目」という主張の評価についても触れておく。加藤議員のこの主張の評価も正しいわけではないのです。

①パブコメ規程上、パブコメ後の「当局都合の修正」は不可とされているわけではない。「拒むわけではない」とはそういう意味である。ただしそういうことをすればずさんのそしりは免れないのでやらないように丁寧に準備をしている。そう回答しているのである。つまりは「パブコメ後の委員会都合による変更は規程上許される」というのが正解であって、吉田議員の主張は明確な誤りである。

加藤議員は「真実でも虚偽でもない」と言われる。そうではない。明白な虚偽である。

②委員会都合による変更が起きた理由。

今回の過程で「パブコメ後」に、微細とはいえ「委員会都合での変更、修正」が起きたことには正当な理由がある。

その理由とはパブコメをする上での「委員会日程の不都合」である。

1 パブコメ実施の主体は実質「前産建委員会」である。

資料提供した横須賀市議会の「パブコメ規程」で理解できるように、議会でパブコメを実施する主体は、委員会であったり、会派であったり、個人の議員であったりする。当然のことだが議長名で行うからといって議会全体が責任を持つわけではない。責任は発議の主体者に限定される。

この点で吉田議員の主張「議会全体が責任を負っているんです」は誤りである。他の委員会に属する議員は責任は負わない。責任はあくまでパブコメをかけた当時の「委員会」です。私も藤本議員も尾崎議員も責任は負っていないし、負っているはずがない。負っていれば本会議で質問もできないし、修正案の提出も、ましてや反対もできない。最も藤本議員は新委員として責任を負う立場になりましたが。

しかし日程管理のミスでパブコメが返ってきた段階で、当の「委員会」は解散しています。パブコメ結果の受皿はない。委員の改選が終わり、既に新委員会が発足しています。新委員の3人は案文協議に参加していないのですから、基本的に「条例案」の案文について責任はありませんし、ましてやパブコメ結果についても責任を取る立場にありません。パブコメ結果後であろうとこの3人の新委員が条例案を検討して、不備を見つけ修正を提案したことは彼らの当然の権利です。3人の旧委員が、その権利を尊重して協議に及びその修正を受け入れたことも正しい態度です。こうした特殊な委員会の自己都合によって「パブコメ後の修正」が発生したわけです。これは委員会が健全かつ民主的に運営されていることの結果です。

しかるに、この日程管理のミスに実際上大きな責任を負っているはずの「条例提案者」の吉田議員が、これらの結果に「感謝の表明」ではなく「怒りのクレーム」を投げつけるとはいかがなものでしょうか。議員のモラルとしても大いに問題ではないかと思う。こんな理不尽なクレームを受け入れては正常な委員会運営などできるはずがない。議会としてもよくよく考えるべきことである。

③加藤議員の見解は正しいか。

以上見たようにこの点における加藤議員の見解は説得力のあるものではない。もう一度しっかり28号案件の全体を再点検して論点を整理し、公平、公正な審査に立ち返ってもらいたい。そうすればおのずと正しい結論に至るはずである。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） はい、ありがとうございました。

○委員（横尾 正信君） 以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 補足の部分、御説明はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） もう随分時間費やしましたので、申し訳ありません。

そんなことで、基本的にはパブコメの、吉田議員のパブコメに関する発言を評価ということについて、やはりこれはここは公平、公正にきっちりと評価すべきだろうと思います。

したがってクレームを申し上げました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） なかなか。加藤委員には御検証いただいて結構ですし、すぐに御意見述べられなくても結構でございます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） たくさんコメントありがとうございます。

委員長、今おっしゃったように、すぐに検証ができませんので、ざっと感想というか述べさせていただきますが、確かに私はここまで微細にいろいろと検証した上で自分の意見を述べたわけではないので、非常に勉強になるなというふうに思います。その上で必要であればしっかりとそういった点、細かい点についても検証しまして、また再度意見を述べたいというふうに思います。

ただ、その大前提として私が考えていたのは、そのパブコメ後の意見、パブコメ後に意見が出ずに、それにもかかわらず提案者のほうで修正するということがそもそも前提としていないと。そういうことは通常行わないんだというのが当局からの回答でしたので、したがってパブコメ後に意見に基づかない修正を行ったときに公表するのかしないのかという、そもそもそういったことについて議論をできるような、そういった材料があるのかというところがありましたので、まずはそもそもパブコメ後の意見、①ですね。横尾委員の言われるパブコメ後の意見に基づかない修正が認められないという、そこが重要なのかな、じゃないかなというふうに思っております。

また、こういった細かい規定がどういう解釈するのかということについては本当にそれこそそれを別に政治倫理審査会にいきなりかけるのではなくて、それをまずは議会の討議の場で検証した上で間違ってるのであれば吉田議員が修正したらいいわけですし、それでもいや断固として主張するのであれば、それは倫理違反なのかなというふうに思いますし、そういった細かい規定について見解が違うということについて、政治倫理違反なのかということをお問うというのは、ちょっと私はなじまないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 申し上げますが、私が述べた意見は別に論点のある細かいことを言ってるわけではありません。ほぼ基本的に全国でもほぼ常識的な議会の常識を言ってるだけでございまして、論点になるようなこと全然言っておりません。

パブコメに関する当局がパブコメ後に変な修正しないで済むように、しっかり準備してると、そういうことを言ってございます。しかし拒むものではないと。あり得るんだ、こう言ってるんですよ。だからここは、客観的にそのように正確に解釈すべきです。かつ前回私がパブコメについて申し上げたときにそういう意見もあるのかなとおっしゃいましたが、そういう意見じゃないんですね。それが正しい基本的なパブコメの解釈なんですよ。

パブコメをする場合、これは自治体から始まったわけじゃありませんね。政府から始まったことです。政府がパブコメということを制度としてやりました。その場合、パブコメをやる時期につ

いては、課題の初期にある場合もあれば、つまり大ざっぱな概略を示して意見を聞く場合もあれば、最後の段階、ほぼ段階で案を示してやる場合もある。それは考え方によるんですね。幅があるんです。最初にやる、中期にやる、最後にやる、いろいろあるんです。

朝来市は、朝来市のパブコメのやり方は、その中で特にもう後半、ある程度できた段階でパブコメをかけると、こういうふうに運用してるんですね、朝来市の場合は。しかしこれはローカルルールなんです。それだけが全てじゃないんです。朝来市はたまたまそういう運用してますということで、他の自治体ではもっと概略、あることをやろうとする場合に概略の段階で概略を示して一市民の意見を求めるということもあるんです。これは加藤議員が吉田議員にこの間質問された中で、吉田議員自身がそうおっしゃってるでしょ。条例案をきちっと示してする場合もあれば概略を示す場合もあると。そうなんです、そのとおりなんです。

ですから、ここは勝手な解釈をしないで、きちんとパブコメとはどういうものか、議会がパブコメを行うというのはどういうことなのかについては、あまり基本的に正確にやっぱり解釈しておくことが間違いなくすることだろうと思いますね。

その上で、吉田議員のパブコメに関する発言を全部読んでいただければ分かる。彼が一番主張しているのは、公表問題でしょう。発言の9割それですよ。そのことを触れずに彼のパブコメ問題の評価はできない。それは公平、公正ではないということを言ってるので、細かいこと言ってるわけじゃないんです。原則的なこと、基本的なことを言ったにすぎません。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、また御検討ください。

そうですね。基本的にこの辺りは最初に、冒頭に挙げましたこの虚偽発言、または誤解を招くような発言は避けるべきであるという、こういう規範の中の問題であるということでございます。

往々にして、今回の政倫審は気がついたらこの違法性阻却に向かってたというようなところもございますので、そこの切り分けを十分していただきますようお願いをしたいと思います。

ほか、御意見ございませんでしょうか。

今パブリックコメントがというのがありましたけれども、市民は議員はその辺精通してると思ってますんで、ですからよほど注意してかからないと私は1番の行動規範に抵触してくるんじゃないか、おそれがあるんじゃないかというような懸念も持つわけですけども、いずれにしても市民の信頼を裏切らないように、そういう意味では余分な誤解を与えないようにということは必要なことかというふうに思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） その上で、こうした先ほど述べましたパブコメに関する基本的な誤りを吉田議員が今日まで修正もしていない、撤回もしていないというところにあるんだろうと思うんですよ。その評価だと思うんですよ。これ、こういう態度がどうなんだと。加藤委員は首尾一貫性だと。むしろ好意的に評価されてるんですけど、そうだろうか。それは好意的に解釈すべき首尾一貫性なんだろうか。過ち、一旦口に出したことは誤っていようと何であろうと、もう二度とそれ

は撤回しない、修正しない、そういう首尾一貫性というのは評価されるべきか。私は逆だと思います。批判されるべきだと思いますね。

だから、この点の審査委員会の評価どうするんですか。首尾一貫してたら間違った展開であれ、それはすばらしい。議員はそうあるべきだ。それで議論成り立つんですか。どっちが正しいか分からないもんなんじゃないですよ。でもこの場合、はっきりしてるじゃない。当局も 72 項の解釈はそうだとはっきり述べている。誰が考え、書いてあるんですからね。彼は読んだときにはちゃんと読んだ。市民の意見によって意見を変えたときにはとちゃんと読んだ。しかしその次の発言では、それを欠落させてるわけでしょ。そのことは彼はもう誤りに気づいているべきですよ。または気づいていると思うんですよ。にもかかわらず、今日に至るまで前回の弁明でも一切修正も謝罪もない。それを我々がすばらしい、首尾一貫した態度だ、議員はそうあるべきだ。審査会がそんな結論を下していいんですかということが問われている。審査会自身が問われてますよ。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） その点については、意見表明なり意見交換を行っているときに本会議でいろいろと条例案に対して批判的な質疑をしておきながら、反対討論なりせずしてそのものに彼が賛成しているということで、その点についてもその一貫性というのは崩れてますよと。要はそこをずっと問題にして質疑しているのであれば、やはり反対討論してその案件について反対すべきであったなというところで、一貫性はもう崩れているというふうに私は思っておりますので、委員会としての意見としてはね。加藤さん個人の審査員としての意見はございましたけども、委員会としてそこを認めているわけではないというふうに私は思っております。

それから、まだ今ちょっとパブコメのところの話ですけども、松井議員が言われたという市民からの丸投げ議員のところですね。これは加藤委員のほうもこれは命を受けられたということでした。しっかり言われておりますというのがこの表でいきますと、①番ですよ。発言の根拠が不明確である発言、事実と異なる発言、虚偽発言または誤解を招くような発言、ここに該当してくる。当然のことながら彼も、吉田議員も会議録を見たということで、これも私、意見表明のときに言いましたが、録画を見ておりますので全体的な要素というのは何う。しかしながら、そこだけを切り取って本会議ケーブルテレビが流れるというのも事実、彼も分かっておりますから、なぜそこだけを切り取って松井議員を陥れるような、そういうふうな市民の方が受け取れるような発言をしたのかと、ここは大きな僕は問題だというふうに言っておりますし、加藤委員もハラスメント的なところもあるんじゃないかというふうにおっしゃったとは思いますが、もうそこまで認めておられて何が倫理に違反しないのかなというところはちょっと私は不思議に思っているというところであります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 先ほどの横尾委員からの一貫性の話に対してですが、当然誤りがあって、誤りを認めないというのは間違った考え方だというふうに思います。なので吉田議員に対しては、

今、我々が調査したようなパブリックコメントの内容をお伝えして吉田さんに対して誤ってましたねというふうなことを認めていただいて、それでそこでどうなるのかというところかなとまずは思っています。別にまだ吉田議員が誤りを一貫として認めてないという、そういった断固とした態度であるというわけではないというふうに思っておりますので、そこはまずは事実に基づいて吉田さんが誤りがあればそれをまた弁明するなり撤回するなりするような機会を与えるべきなのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員も第7回のときに誤った発言をして訂正を求められたら訂正する義務があるんだよということはおっしゃってましたね。

嵯峨山委員は、いろいろと委員長に本会議で質疑をして、議案に賛成できるほど納得がいったんであれば賛成討論をしてでもそこを明確にして謝罪すべきだったと、こういう御意見もございました。確かにそれこそ表現の自由との利益衡量の理屈になってきますけれども、その辺もまたこの発言前の情報の確かさとか、それからそれをどれだけ検証したかとか、それからそういうふうなことを最善の注意を払って発言をしたかとかということが基本的に問われるわけけれども、間違っただけの場合にはさっき横尾委員もおっしゃってましたけども、迅速に訂正して謝罪をする。そうすることで市民の信頼を維持したかどうかということもまたその倫理上の責任を図る上では重要な要素かなというのをお聞きをされていて思った次第です。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほど加藤委員おっしゃいましたが、吉田議員はこの間弁明の機会も与えられました。その前に既に松井議員からのまず最初に議運への抗議、これも読んでおられます。それから、さらに政倫審の請求、その内容も読んでおられます。したがって何が問題になっているかということは彼は熟知しているはずですが、したがって、この審査会がここは誤ってますよということとを通告しない限り、彼は動かないんですか。それをこの審査会が指摘しなければ、彼は何かしらなくていいんですか。倫理条例3条2項では、そんなこと書いてありませんよね。疑いを持たれたとき、あるいはそういう問題が発生したときは、自ら率先してその疑惑を晴らす、あるいは誤りがあれば誤りを正す。これは誰に言われるまでもなく、議員本人が自ら率先してやるんですよ。これが32項の精神でしょう。その精神からすれば、この審査会はそういうことを言おうと言まいと、明確な誤りなんですから、普通の頭で考えれば分かるんですから、いまだに居直っているとは思えない態度は、これはいいんですか。議員として認めるんですか。そういう態度じゃないですか。この間弁明のときに十分謝罪も撤回もできましたよ。一切そういう考えも意向も示さなかった。それを我々はちゃんともう一回、今度ちゃんと誤ってるよってことを指摘してあげて、回答を促して、そういうふうにするのはこの議会の審査会ですか。それはおかしいと思う。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員、先ほどすいませんでした。よろしいですか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、横尾委員がおっしゃったことなんですけれども、本人、吉田議員自体

は間違っていないと思ってる。だから何がおかしいんだと。何でこの問題で政倫審にかけられてるんだという認識でおられるんで、当然弁明のときにも何もありませんという、ああいう即答でありまして、だからこのことについて謝罪とか自らそういうふうな動きをするというようなことは僕はないんじゃないかなというふうに思いますけどね。だから審査会の中できっちりとした審査をして、やっぱり何が悪いのかというのを明らかにした中で、彼にどういう措置がいいのか分かりませんが、そういうふうにするしかない。ただ、その措置に従って彼はするでしょうけど、それが本心から謝罪なりとか、そういうようなことはひょっとしたらしないかもしれないと思いますけど。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと人物評価はその辺でとどめておいていただきますようお願いいたします。

ほか、御意見ございますでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 嵯峨山委員おっしゃったことも、そういう面もあるだろうと思うんですよ。この審査会かなり今度はいろんな意見交換ができておりますし、すばらしい、いい審査会になって思う。今までの審査会も多分そうだったんですが、やはりここに来て痛切に感じるの、やはり審査会の審査自体が倫理条例上問われていると、こういうことを非常に痛切に感じます。

ですから、先ほどの意見も申し上げたんですけども、我々自身がやはりこの問題に対して公平に公正に、そして中立的な立場でしっかり臨んでいるのかどうか。我々の発言自体に倫理上問題があるような発言はないのか。やっぱりそういうところが結構問われているなというふうに思いますので、やはり我々自身がうそを言っちゃいけない、虚偽いうたら何か大層なことだと言われますけども、虚偽でなければ、虚偽というのは別の言葉で言うとうそですよ。うそついちゃいけない。根拠のある発言でなきゃいけない。これはもう常にこの審査会では、我々の発言はそうあるべきだ。偏っちゃいけない。なるべくやはり客観的にそう言える、総合的な事実に基づいたやはり意見を言わなきゃいけない。身びいき、あるいは先ほど申し上げました。あたかも吉田議員をかばってるのかと思えないというふうに言われるような、そんな発言がもしある、あるいはあったとすればそれはとんでもないことですよ。そういう批判を受けるようなやっぱり発言は慎むべきだし、そこらを非常に問われてますよ。

だから、私はこの間3対2でとかね、多数決でというふうな問題じゃ多分ないなと。これ委員長おっしゃるように、なるべくほんまに全会一致で結論を出していくべきレベルが必要だなと思いますね。つまり、誤った見地を残してはいけないということですよね。言論の自由という名の下に、発言の自由という名の下に、間違った考えをそのまま残して承認するということは、やはり倫理審査会ですから、若干悔いが残る面があるんじゃないかなと思いますので、やっぱり一つのレベルできちっと審査意見をまとめ上げていくべきだと。つまり賛否を問うよりももっと議論を深めていく。このことのほうが、この議会の将来にとっては大事だなと、つくづく思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私、先ほど吉田議員の人物的なところ、言い過ぎてたら謝罪しますが、加藤委員、横尾委員がおっしゃったように、加藤委員がその偏った審査をされているというふうに私は思っています。いろんなことを調査された中でいろいろこういう考え方もあるんだ、こういう考え方もあるんだというような判断をされて発言されてるんだろうというふうに思っています。

ですので議論を深めてお互いが考え方を、ああ、そうなんだということで横尾委員おっしゃったように、できる限り審査会では全会一致に向けた方向での議論というのが成り立っていくのかなというふうに思っています。これが偏った要は考え方で、考えが変わらないんだというふうになれば、やはり議論を深めていっても結果が変わらないということになりますから、もうそれであれば採択しかないかなというふうに思うんですけども、私は加藤委員とか淵本委員がそういうふうに偏った審査をされているというふうには思っていないので、ですので全会一致に向けた議論ができるというふうに思っていますから、そういった意味では時間を要してもいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。1回、結論の表明までさせておいて、何させるんだという、思う委員さんもいらっしゃるかもしれませんが、ひとえに今言っていたいたこととおりで、申し訳ないけれども報告書を書くに当たって筆が止まる箇所があるからちょっとお聞きをしているという状況でございます。

ですので、今、横尾委員のほうから加藤委員のほうにちょっと宿題も出されておりますので、当然ながらまた御検討いただいて、御意見を聞かせていただきたいというふうなことも考えるわけです。そういうことなので、事実を要してはいるんですけども、ぜひ熱心に取り組んでいただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

28号についての評議の途中でございます。御意見ございます方、いらっしゃいますか。

状況が状況なんで、今日、一応これまでの審査の中でまとめられる規範定立を今日してみましたので、このまま改めて29、30のほうまで向かっていきたいとは思っているんですけども、28号についての御意見、一旦よろしければ29号について、29号については割と早くに結論が出ていて、あまりたくさんの意見交換はしてないんですが、御意見の言い忘れ、漏らし等がありましたら、この際お聞きしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。29号。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） この29号については全会一致の確認で、発言については真実性がないということでありましたし、藤本議員ですね。名誉を毀損させる発言であったというところはもう既に全会一致で出ておりますので、ここはあんまり大きな問題はなかったかなというふうに私は思っております。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。あんまり大きな議論もなく、29号は通り過ぎたところでございます。前提となる事実が共通していますので30号も含めて何か御意見があったら。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） いいですよ。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 30 号ですね。

○委員長（藤原 正伸君） はい、30 号で。（「29」と呼ぶ者あり）29 号。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 29 号は、ほぼ大した大きな意見はなく、全会一致に近い感じで進んでるんですが、1 点残っておりますのが渕本委員のほうから 7 月 1 日に提案されております。29 号に関連しても、フロー図の問題について検討すべきじゃないかという 29 号問題の意見交換の中で出てございます。そこも審査会としては見ていく必要があるんじゃないか。29 号関連について発言されてございます。29 号の発言で、なぜ吉田議員がこうした発言に至ったのか、つまり藤本議員に対するああいう発言をするに至ったのかという根本原因がフロー図にあると思うので、これはこれで検証する必要があると思っていますという発言がでございます。この点がまだ課題としては残っているのではないかと思います。

私はあんまりそこに根本原因があると思わないんですけども、しかしそういう意見がある以上、この 29 号も関連、30 号の場合もっと関連するんですけど、29 号でもそのことは問題だとおっしゃるんで、一度フローの問題について少し調査してもいいんじゃないかと思います。前回の審査会では基本的には扱いませんでしたよね。その前の第 1 次審査会では、若干触れましたけど、そう大きな扱いはしてはございません。

しかしながら、ここ、この審査会に至る過程で、依然としてフロー図、フロー図ということが、何かといえばフロー図という。出てきますので、多少調査してもいいんじゃないかと思います。つまり、私もね、もう一回聞いてみたいなという思いもありますので、当局呼んで、担当課呼んで、きちっとしたもう一度調査、この点のしてもよからうかと思います。時間が許せばでございますが、やっぱりそれしとかないと、しとかないとというか私も興味ありますんで調査したいなと思います。これは渕本委員がそうおっしゃってるので、あえて賛成してそうしようかなということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 御提案、調査の御提案があったことは私も承知はしておりまして、その提案に係るフロー図に対しまして当の横尾委員から論点に対して影響はないという批判をいただきましたので、私も悩んでおりました、実は。どうしたものかな。提案は受けてるし、渕本委員のほうからもその後の再度のどこ、提案もないし、このまま済ませてもいいのかなというふうに考えておりましたけれども、提案をいただいておりますものを何も確認せずにどうしようかとずっと悩んでおりましたので、引っかかっておりました当の横尾委員からそういう御提案を再度いただいたというふうなところで、委員の皆さんのほうでよろしければ今の部分について調査をするという御提案でございます。いかがでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私もフロー図は関係ないというふうにこれまで言ってきました。要は 30 号については、個人の方、あるいは関係団体についての認識というのが彼自身もそういう認識の中で発言されてるということで、フロー図は関係ないですよというようなことを言っていましたけれども、違反がありませんという理由の中には、やはりその撤回させるための文脈では、適正な判断というか発言というかね、そういうふうなこともおっしゃってますので、フロー図の私は撤回された以降しか知らないんですけれども、そこをよくよく担当課から聞いて、どれだけのパワーが必要だったのか、そういうふうな発言が本当に必要だったのかという聞き取りはする必要がありますかなというふうに思います。

というのが一つと、それから違反のないという判断の中で 30 号ですね。要は、ただ発言に問題がないわけではないというようなこともおっしゃってまして、議員としての在り方の問題もある。ただ倫理には違反しませんよというような判断をされてます。その辺のちょっと整理もする必要があるんじゃないかなという、今日改めてこの表を示していただきましたけれども、やっぱり発言若干問題があるということがもう倫理に違反にかかってくるんじゃないかというふうに私ちょっと思ってますので、それが違反なしの理由でこれ通るかというところもありますので、その辺の整理が必要かなというふうには思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほか、この件について御意見ありますでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） すいません。30 号で前回、藤原委員長から宿題をもらってましたので、その点について説明させてもらってもよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。フロー図の調査。

○委員（加藤 貴之君） フロー図の件。それはいいです。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、フロー図を調査するということにさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

渕本委員、すいませんでした。忘れてたというか、無視してたわけじゃないんです。悩んでおりました。

それでは、フロー図を担当課に話を聞くということにさせていただきますので、よろしくお願いします。

では加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 失礼しました。前回委員長のほうから 30 号に関しまして緊急避難という趣旨で、私は 30 号に関して違反なしというふうな話をした。そういう緊急避難という観点もあったというふうな話があって、それについて緊急避難の要件に合致するのかどうかという、ちょっと分析してほしいというふうな話がありましたので、ちょっと私なりの緊急避難に対する説明しよう

というふうに思います。

今回、まず結論としては緊急避難ということもあったのかなというふうに思っています。つまりフロー図を撤回するという大きな目的、つまりフロー図が撤回されなかったときの大きな危険を避けるためによふどの恵さんに対する名誉毀損という、より小さな害を与えたというふうな解釈を私は取ります。緊急避難に関しては3つの観点があるのかなというふうに思ひまして、まず現在差し迫った危難があるのかというところが1点と、もう1点はやむを得ずにしたのかどうかというところが2点目、3点目は避けようとした害と実際に起きた害とのバランスですね。それがどうなのかというところについてです。

1点目のその差し迫った現在の危難があったかというところについては、あったというふうに考えます。もしこのフロー図が当日の委員会を通過すれば、この資料が市役所と民間事業者の癒着を示す資料として大きなスキャンダルになったことは、当然推定されますので、このスキャンダルを避けるということが至急対応すべき課題として想定されるというふうなことは考えられます。

2点目のやむを得ずにしたのかどうかというところに対しては、確かによふどの恵さんに対して、より穏やかな表現を持ってしても、あのフロー図を撤回できたという可能性はありますが、当日この資料がどんと提示されて、準備時間のない中で議論しなきゃいけない。また行政の無謬性に対して抵抗しなければいけないという中で、ある程度勢いに任せた議論になることはやむを得ないというふうに判断します。

また、法益権衡の件、バランスの件ですが、避けようとした害については大きな害です。それはなぜかというと、市役所の信頼低下にもつながりますし、よふどの恵さんの信頼低下につながると。つまり二重の信頼低下が想定される事態です。一方で起きた害については、よふどの恵さんの信頼低下の1点のみですので、どちらかを比べるとすれば避けようとした害のほうが大きいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） はい、ありがとうございます。幾つかちょっと問題を指摘しておきたいんですけども、フロー図が現時点で行政と民間の癒着を示す証拠であるという発言はちょっと行き過ぎかなというふうに考えますが、どうでしょうか。そういうことが起こっておったのかどうかは、私はどこにも明らかになってないというふうには思っているんですけども。

それと他に取るべき方法があったかもしれないという段階で、これはもうやむを得ずした行為とは言えなくなってしまいますので、避難が成り立たなくなりますね。

あと法益権衡の点は最初の行政と民間の癒着にも関わってきて、その大小が論じられるところでもありますので、なかなか法益権衡だけをお聞きして議論するわけにはいかないかなというところもございます。

一応御検討いただき、投げかけに対して御検討いただいてありがとうございます。議論は一步深まったかなというふうに思うところです。

ついでに言いますと、また28号に戻るんですけども、松井議員に対する名誉毀損という議論

もありましたっけ。（「今日ですか」と呼ぶ者あり）いや、これまで。（「ありましたよ」と呼ぶ者あり）ありましたね。あのときもたしかありましたね。正当防衛。正当防衛。（発言する者あり）正当防衛ではなかったですね。（発言する者あり）失礼しました。（発言する者あり）そうですね。なかなか。評価はですので、うん。今の答えに対するちょっとまだ簡単ですけども、私の評価は今言ったような感じです。はい、失礼しました。

そうですね。30 号まででほか御意見はありますか。今、フロー図についても一押し調査をしようということにはなりました。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほど加藤委員がおっしゃったフロー図について行政と民間との癒着云々で大きなスキャンダルになった可能性があるという、おっしゃったんですけども、これ恐らく当局が来てそんな質問しても、いやそうでしたとは言わんでしょうから、何か根拠的な何か明確になるものってあるんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 3月17日の議論の中から私はそれを非常に感じました。ごめんなさいね。3月17日。すいません。ごめんなさい。まだ確認中ですね。すいません。3月11日の議事録の中で、このフロー図について農林振興課を呼んで問題点を指摘しているわけですが、11 ページのところで、下から1、2、まず3、下から3つ目のところで吉田議員からフロー図についてここに個別名が入っていることは問題であると。これについて内規なりコンプライアンス上触れることがなかったかということを確認してほしいというふうに吉田さんから、吉田委員がおっしゃっていて、その次に委員長から課長、事業者をいわゆる公共自治体が指名するというようなことになったら、もう独禁法に抵触しますんで、そこら辺気をつけて発言をお願いしたいと思いますというふうな発言がありましたので、これがもしこのフロー図のとおりに出たら大きな影響があるのかなというふうに判断しています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。根拠を示していただきました。11 ページの2つ目の吉田さんの発言以降の部分ですね。それに対する日下委員長の答弁という部分の御指摘でございました。申し訳ない。どこまでいってもこの現時点では推測でしかないんですよ。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） なので、そういうことですから、担当課呼んできっちり聞こうじゃないかと、こういうことですよ。それで白黒つくといいますかね、はっきりすることが多々あるんじゃないでしょうか。

2月10日の議事録、3月17日の議事録、これもう1年以上前の議事録でございますから、1年たってますからね、少し冷静に分析も調査もできるんじゃないかなと思いますね。

これかなり今度また担当課呼んだ中で話になると思いますけども、問題ありますよ。この2月10日、特に3.17の意見。最後確かにおっしゃったように、日下委員長まで独禁法違反になるかも

しれんと言っちゃってるんですからね。私はこれ間違ってると思うんですよ。日下委員のこの発言はね。何かみんな集団催眠にあったみたいで大問題だったって、フロー図は大問題だというふうになってはいますが、冷静に考えて本当に大問題だったのということは、やっぱりきっちり今検証すべきです。前回、水田委員がおっしゃった市民フォーラムの資料も一緒に検討すべきやと、こういうふうにおっしゃいましたが、それは本当にそのとおりだと思うんですよね。そっから流れ来てますから。市民フォーラムの資料も含めて、このフロー図も含めて、きっちり本当の実像を、本当の姿をきっちり調査する。すればとってもいいと思いますよ。緊急避難なんかする必要なんか全くなかったという事実、多分出てくるんじゃないですか。私はそういうふうに想像し、予想しますけどね。台風だかが来てる何でもない。いい穏やかな天気の日にすぎなかったんじゃないだろうか。大嵐も大風も吹いてませんよ。そういう私はそういう評価になるんだろうなと予測はしております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） フォーラムの資料共々、それじゃ調査をするということで。次回その予定を取りたいと思います。

ほか、全般通してでも結構です。御意見ございましたら。

ちょっと総論の組立ては再度確認します。これでよろしいですね。これで行かせてもらいますよ。これで行かせてもらいます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほど資料で読んでいただいた、どこの、栗東か、それも資料として出していただけませんか。

○委員長（藤原 正伸君） 出てませんでしたっけ。

○委員（横尾 正信君） 出てる。

○委員長（藤原 正伸君） いえ。

○委員（横尾 正信君） 出てるか。

○委員長（藤原 正伸君） 入ってませんでしたっけ。

○委員（横尾 正信君） あ、そうか。出てたらしいです。

○委員長（藤原 正伸君） 今まで幾つか、いろんなところの資料を出していただいております。確認して、なければ載せておくようにしますので、御了承ください。

○委員（横尾 正信君） はい。（発言する者あり）ああ、そうか。528ね。（「528」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（藤原 正伸君） 3回目のやつですね。です。ほか、御意見ございませんでしょうか。横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほどの栗東市の条例の中にもありますように、やはりモラル違反しないとか、規律違反をしないとか、ハラスメントしないとか、いろいろありますが、やっぱり虚偽、虚偽発言しない、うそを言わない。これは議員のモラルとしては、最も大事な原点だろう。発言の自由ということを認められている限り、絶対に死守しなきゃいけない原点だろうと思いますよね。う

そを言わない。結果的にいろんな形でうそだったって、うそになってしまったことはあると思いますよ。しかしながら、それも含めて、本当に慎重に根拠をつけた発言をしなきゃいけないと思います。

これは政府自身がここ数年間、数年前からE B P Mということで、エビデンスに基づいたやっぱり資料なり、あるいは発言なり、きちんと説明責任のつく発言しようね、意見を出そうねということは、これ政府から始まったことですけれども、やはり全ての議会においても当然これは当たり前のことで、エビデンスに基づいた発言を行う。賛成するにしろ、反対するにしろ、意見を言うにしろ、いわゆるそこが原点なんだ。そこがこの審査会見てても、第1次からの審査会から今日に至るまで見てても、非常にうちの議会は甘いんじゃないのかな。全部が甘いわけじゃありませんよね。ちょっとした発言でもすぐ訂正させられたり、ありましたね、水田さんもね。そういうこともありながら一方では、全く明らかに誰が見ても誤ってる発言が一切訂正されないまま来てるのがたくさんあると思いますね。その象徴が、私は3月28日の反対討論の吉田議員の冒頭の発言だったと。一切私は誤ってないという発言、その発言から始まりましたよね。だから、あなた間違ってるでしょう、はっきり客観的に間違った虚偽の発言してるじゃないですかってのはもうあのとききっちりとしてたにもかかわらず、そういう発言をし、かつそれが今日まで許されている。一切発言を撤回してませんよ。内閣府資料のめぐる彼の解釈がはっきり誤ってるってことは当局も言ってる。しかし一切してない。それは市民権を得て今日まで来てる。そういうようなのがうちの議会の現状なので、虚偽発言というのを強く言えば許される。そんな議会であってはいけません。そういうこともこの審査会終われば、そういうことについてのきちっとした倫理、やっぱりそれを各自一人一人がきっちり持つ。自分の発言には責任を持つ。誤ったら謝罪する、撤回する。そういう原則的な態度を全ての議員が持つ。現在それをたった1人の議員によって崩されてるわけですよ。モラルが崩されている。そこから崩壊が始まっている。他の議員にもそういうことが及びつつある。多少のうそはいいんだ、一貫性がありゃいいんだという形で綻びが出始めている。これがやっぱり議会の危機だろう。これたった1人の議員によって引き起こされた大きな波ですよと私は理解してます。1人の議員にもうとどまらない。甘やかして残したことによって、そういう発言を許してることによってやっぱりそういう副作用が生じてる。そういうことまで、この審査会で考えるべきじゃなかろうか。今回、我々は併合審査してますよね。あり得ないことですよ。我々は普通に併合審査だってやってますけど、あり得ますか、こんなこと。たった1人の人間ですよ、対象は。3件申請されている。この異常さに気づくべきです。だから1件1件別なんだよ、1件1件別に審査しようねという、当然それはやってます。しかし、そこに共通性があるかもしれませんね。その共通性こそが解明しなきゃいけない、審査しなきゃいけない倫理上の大きな朝来市議会が抱えている問題ではなかろうかというようなことをちょっと思いますもんで、この審査会は非常にそこまで踏み込んで審査意見をまとめていければこの議会も再生する、倫理の問題において再生していくチャンスはある。非常に大事な審査会であらうと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。強烈な宿題になるような気もしますが、鋭意そこに向かって進めていきたいというふうに思います。

御指摘ありましたとおり、常にその発言に注意を払っておくことは必要だと思います。だから当然うそをつこうと思ってつく場合だけじゃなくて、うっかりついちゃったというか、うっかり言った事実が違ってしまってた、間違いであったという場合も基本的には責任を負わなきゃいけないんでしょ。その場合にまた恐らく出てくるであろうところがその名誉毀損における違法性阻却事由の考え方、大体そういうところにまた向かっていってしまうんですけど、基本それを参考にして、言うならばどれだけ確かな根拠に基づいて発言をしたかというところであろうかというふうに思います。

ほか、御意見ございますでしょうか。なければ今もう次回日程確保して調査をする方向になりましたので、そういうそちらの方向にちょっとかじを切らなきゃいけないということなんですが、ちょっと日程確認のために暫時休憩します。

午前 10 時 44 分休憩

午前 10 時 55 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、今回の日程についてなんですけれども、7 月 22 日午後 3 時からとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、7 月 22 日午後 3 時からフォーラムとそれからフロー図、フォーラムの資料とフロー図についての調査。その調査で恐らくいっぱいかと思いますが、一応時間が余りましたら意見交換ということで日程を取りたいと思います。予定は 2 時間ほど取りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日予定しておりました日程は終了いたしました。

これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。御苦労さまでした。

午前 10 時 57 分閉会
